

日本工作機械工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について

2023(令和5)年3月8日

一般社団法人 日本工作機械工業会

1. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：2022(令和4)年10月18日(火)～11月21日(月)
- ・ 調査企業：日本工作機械工業会の会員企業 108社を対象
- ・ 回答企業：59社（前年度52社）
- ・ 回答率：54.6%（前年度48.1%）

2. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓「合理的な価格決定」は、発注側/受注側ともに“概ね反映できた”の比率が多くの項目で改善している。
- ✓「手形支払い」の状況は、発注側では大きな変化は見られなかった。一方受注側では、“全て現金払い”が減少するも、“50%以上”が減少し、現金払いへの移行がうかがえる結果となった。
- ✓手形サイトは、部品不足等による長納期化の影響などもあり、短縮の動きが見られなかった。今後の調達状況等を踏まえ、促進時期について、検討を進める。
- ✓「約束手形の利用の廃止」は、発注側では8割以上が廃止を検討しているものの、「5年以内に廃止予定」、「廃止時期は未定」が7割を占めている。
- ✓「型管理における適正化や改善の取組」は、全体として緩やかながら改善傾向
- ✓「知的財産に関する適正な取引」について、「利益分配や責任分担を契約書や発注書面に明記する等の取り組みを実施中」との回答は8割弱となったが、“未実施”の6割は“取引が存在しない”ためであった。“管理の必要性を感じない”という企業に対しての取組について要検討。
- ✓「働き方改革」への影響は発注側、受注側とも8割前後が“影響なし”
適正なコスト負担についても“あまりできなかった”が1社のみであった。

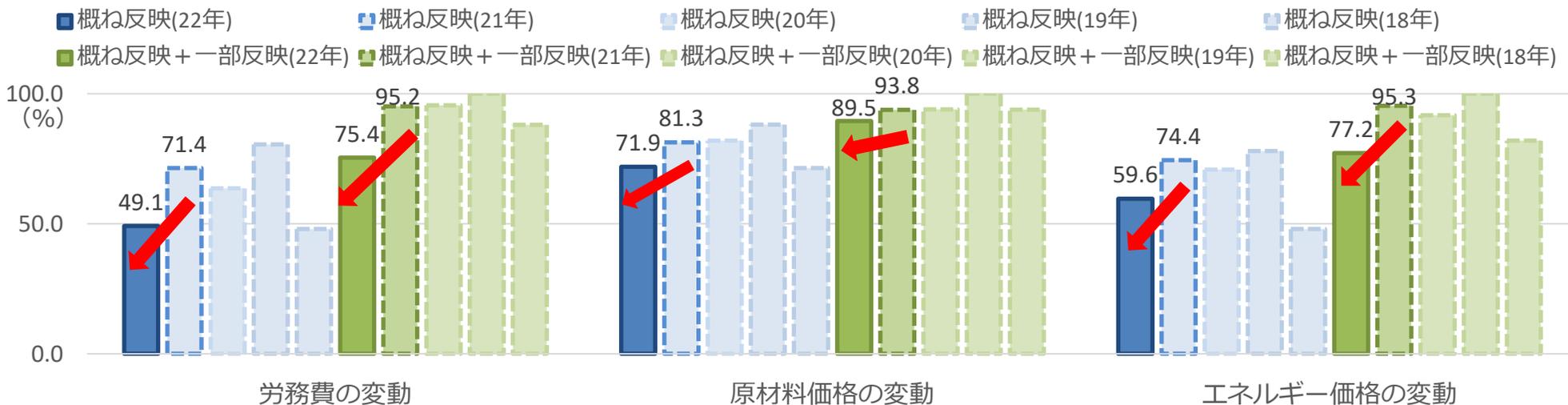
3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定（発注側）

発注側6-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

- ・「概ね反映できた」との回答は、全ての項目で低下し、“労務費”は50%以下となったものの“原材料価格”は7割超を維持した。
- ・「一部反映できた」を含めても、全ての項目で前年度から低下しているものの、比率は全ての項目で70%以上となった。

《発注側》回答割合



3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

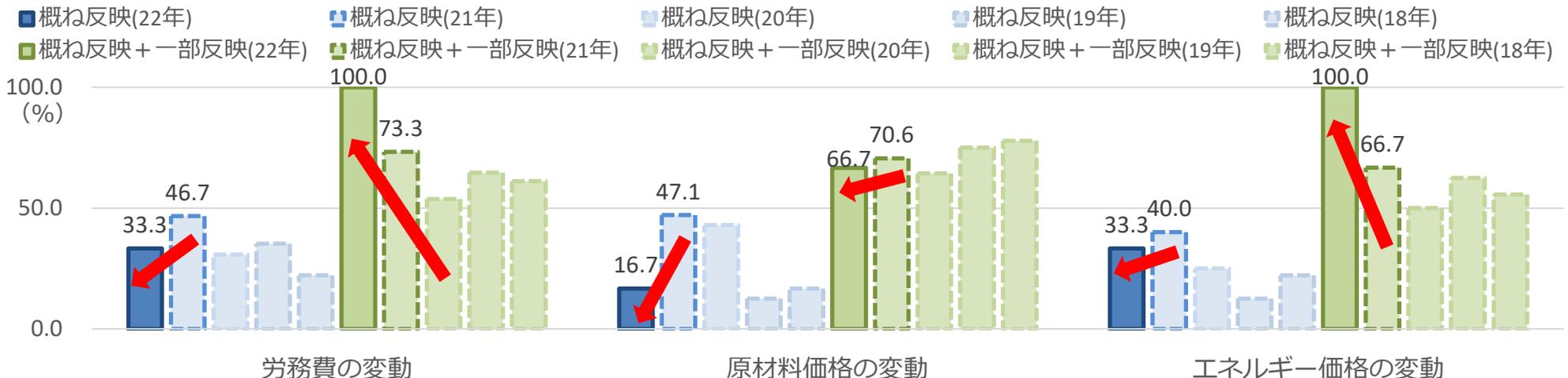
重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定（受注側）

受注側8-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

- ・「概ね反映できた」との回答は、全ての項目で低下し、40%を下回った。
- ・「一部反映できた」を含めると、“労務費と”エネルギー価格”は100%であった。

(注) 当会における「受注側」の案件は、企業として工作機械以外の別事業で受注した案件が多いことに留意
(例) 自動車部品加工、等

《受注側》回答割合



3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②支払条件の改善

発注側9. 下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいですか。

受注側12. 下請代金を手形等で受け取っている場合、その割合はどれくらいですか。

- ・発注側では、「全て手形」が3社見られたものの、「全て現金」が前年から大きく増加した。
- ・受注側では、回答社数が少ないが、傾向に大きな変化はなかったものと推察

発注側							受注側						
回答	22(R4)年度		21(R3)年度		20(R2)年度		回答	22(R4)年度		21(R3)年度		20(R2)年度	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合		社数	割合	社数	割合	社数	割合
全て現金	27社	46%	17社	34%	17社	29%	全て現金	1社	17%	1社	7%	5社	23%
10%未満	6社	10%	2社	4%	4社	7%	10%未満	1社	17%	4社	27%	2社	9%
10～30%	2社	3%	5社	10%	6社	10%	10～30%	1社	17%	5社	33%	3社	14%
30～50%	5社	8%	6社	12%	9社	15%	30～50%	1社	17%	1社	7%	4社	18%
50%以上	16社	27%	20社	40%	23社	39%	50%以上	2社	33%	5社	33%	8社	36%
全て手形	3社	5%	0社	0%	0社	0%	全て手形	0社	0%	0社	0%	0社	0%

3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②支払条件の改善

発注側10.下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

受注側13.下請代金を手形等で受け取っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

- ・発注側、受注側とも、前年見られなかった“120日超”の回答が見られたものの、“120日以内”と併せた比率は前年から低下し、“30日以内”、“60日以内”を合わせた比率は増加し、サイト短縮の動きが窺える結果となった。

発注側							受注側						
回答	22(R4)年度		21(R3)年度		20(R2)年度		回答	22(R4)年度		21(R3)年度		20(R2)年度	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合		社数	割合	社数	割合	社数	割合
30日以内	1社	3%	0社	0%	0社	0%	30日以内	0社	0%	0社	0%	1社	6%
60日以内	8社	25%	7社	21%	7社	17%	60日以内	1社	20%	0社	0%	0社	0%
90日以内	4社	13%	5社	15%	8社	19%	90日以内	0社	0%	2社	15%	4社	22%
120日以内	14社	44%	21社	64%	22社	52%	120日以内	3社	60%	11社	85%	9社	50%
120日超	5社	16%	0社	0%	4社	10%	120日超	1社	20%	0社	0%	3社	17%

3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②支払条件の改善

発注側12-1. 今後、下請代金の支払について、約束手形の利用の廃止を予定していますか。

- ・約束手形の利用が無い企業を除くと、廃止に向けた検討を9割弱の企業が行っていることとなっており、前年に比べて増加している。

発注側			発注側		
回 答	22(R4)年度		回 答	21(R3)年度	
	社数	割合		社数	割合
2026年までに利用を廃止する予定	13社	39%	2021年内に廃止予定（今年中）	0社	0%
時期は未定だが、利用を廃止する予定	7社	21%	2022年内に廃止予定（1年以内）	2社	6%
利用の廃止に向けて検討中	6社	18%	2023年内に廃止予定（2年以内）	0社	0%
約束手形の利用の廃止予定はない	4社	12%	2024年内に廃止予定（3年以内）	1社	3%
現在、約束手形の利用は無い	3社	9%	2025年内に廃止予定（4年以内）	0社	0%
			2025年内に廃止予定（5年以内）	7社	21%
			時期は未定だが、廃止に向けて検討中	17社	52%
			約束手形の廃止予定はない	6社	18%

3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③知的財産・ノウハウの保護

発注側13-1. 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施しましたか。

- ・ 仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない
 - ・ 仕入先の知的財産の無断使用を行わない
 - ・ 仕入先の知的財産の対価の否定を行わない
 - ・ 仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない
 - ・ 仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない
 - ・ 仕入先の知的財産の流出を行わない
- ・ 半数以上で該当する取引は無し。
 - ・ 該当する企業のうち、9割以上が取組を実施済。

回 答	2022(R4)年度	
	社数	割合
実施した	26社	44%
実施していない	2社	3%
該当する取引がなかった	31社	53%

“実施していない（2社）”理由	
回 答	2021(R3)年度
	社数
実施する必要性を感じないため	2社
自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため	1社

3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み④働き方改革に伴うしわ寄せ防止

発注側14. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対して、しわ寄せを生ずることのないように徹底しましたか。

- ・全体の7割強が徹底しており、該当する取引が無い企業を除けば、95%超が徹底している。

回 答	2022(R4)年度	
	社数	割合
徹底した	41社	71%
徹底していない	2社	3%
該当する取引がなかった	15社	26%

3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み④働き方改革に伴うしわ寄せ防止

発注側15. 貴社が行った働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響がありましたか。

- ・全体の9割強が“特に影響はない”で、年を追うごとに増加。
- ・一方、“急な対応の依頼が増加”、“短納期での発注の増加”、“検収の遅れ”の割合は減少し、2022(令和4)年度は1割に満たない程度まで減少。

※「受注側」では、回答6社全てが「特に影響はない」と回答

発注側							
回 答	22(R4)	21(R3)	20(R2)	回 答	22(R4)	21(R3)	20(R2)
	割合				割合		
特に影響はない	91%	82%	78%	支払決済処理のズレによる入金の遅れ	0%	2%	2%
急な対応の依頼が増加	5%	12%	19%	従業員派遣を要請	0%	0%	0%
短納期での発注の増加	2%	14%	19%	発注業務の拡大・営業時間の延長	0%	2%	2%
検収の遅れ	2%	2%	7%	祝休日出勤の増加 (R3までは“その他”)	0%	2%	0%

3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み④働き方改革に伴うしわ寄せ防止

発注側16. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを貴社が負担しましたか。

- ・“概ね負担した”の割合は年々増加し、2022年度に初めて5割を超えた。
- ・“該当なし”を除くと負担しなかった企業が見られていない。
- ・“該当なし”の割合は年々減少し、2022年度は4割を下回った。

発注側

回 答	2022(R4)年度		2021(R3)年度		2020(R2)年度		2019(R1)年度	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
概ね負担した	23社	53%	23社	46%	21社	36%	15社	32%
一部負担した	6社	14%	4社	8%	6社	10%	4社	9%
あまり負担しなかった	0社	0%	1社	2%	1社	2%	1社	2%
負担しなかった	0社	0%						
該当なし	14社	33%	22社	44%	31社	53%	27社	57%

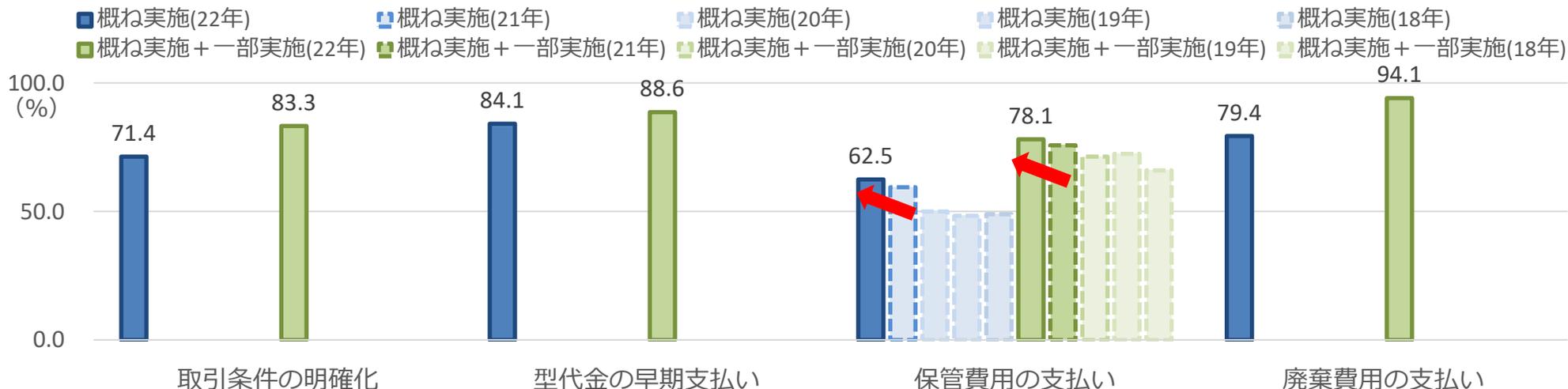
3. 2022(令和4)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み⑤型取引の適正化

発注側17. 直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。

- ・前年までと比較可能な項目では、「保管費用の負担」について改善が継続し、“概ね実施”の割合は6割を超え、“一部実施”も含めると8割弱が実施。
- ・「取引条件の明確化」、「型代金の早期支払い」、「廃棄費用の支払」についても、7割以上が“概ね実施”となっている。

《発注側》回答割合



3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①～⑤

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 委員会活動などを通じ、会員企業との意見交換会を実施するなど、改善に向けた活動を展開する。
- ・ 支払条件に関しては、会員企業だけでなく、販売先や商社等、商流全体での改善を求める声が多く、外部の関係団体、企業とも意見交換を通じて全体での改善を進めていく。
- ・ 自主行動計画の改定版について、委員会活動以外でも広く周知を行い、業界内外の認知を高める

4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：108社（うち、資本金3億円超の大企業47社）
- ・ 宣言企業数：14社（うち、資本金3億円超の大企業10社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：13.0%（前年：8.3%）
- ・ 資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：21.3%

【今後の取組】

- ・ 理事会や委員会などの会員企業同士の会合において、パートナーシップ構築宣言の概要、メリット、登録方法等について周知を行う。

5. これまでの取組（普及活動等）

- 2018(平成30)年12月の振興基準の改正に伴い、当会の自主行動計画も改定することとなり、2019(平成31)年4月に開催した市場調査委員会にて審議・了承され、同年5月の理事会で機関決定した。
- また、委員会の場で、改めて自主行動計画の内容について委員に周知するとともに、各社の現状と照らし合わせて意見交換を行った。
- さらに2021(令和3)年11月には、下請取引等での現金払いの更なる推進、約束手形の利用廃止、下請事業者から親事業者に協議を持ち掛けやすい環境の整備等を一層促進するため、同計画を改定した。
- 自主行動計画の改定版は、会員企業にメールで周知するとともに、当会公式サイトにも掲載している。

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・理事会や委員会などの会員企業同士の会合において、フォローアップ調査結果などを踏まえ、意見交換会による課題共有と適正取引の推進を図る（2023(令和5)年度中にオンライン等で2～3回実施予定）。
- ・また、取引の中間にいる商社とその団体（日本工作機械販売協会）と、意見交換会等を実施し、双方が納得できる形での適正化方策について模索する（実施時期未定）。